

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

新

料金表
第 1 表 接続料金
第 1 網使用料
1 適用

区分	内容
(1)～(31) (略)	(略)
(32) 関門系ルータ交換機能に係る料金の適用	関門系ルータ交換機能（ＩＰｏＥ方式で接続する場合に限りします。）イ欄に係る料金については、2（料金額）2－4第4欄に掲げる令和6年4月1日時点のＩＰ通信網終端装置（ＩＰｏＥ方式で接続するものに限りします。以下この欄において同じとします。）の設置場所（以下料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）において「設置場所」といいます。）の区分ごとに算定した料金額を、ＩＰｏＥ接続を利用する協定事業者に適用します。なお、令和6年4月1日以降、その区分ごとのＩＰ通信網終端装置等の増設又は協定事業者の利用ポート数の増減等により、当社が算定した額が変動することがあります。この場合において、その変動後の額については、料金表第1表第2（網改造料）2－1に規定する網改造料の算出式を準用して算定するものとします。また、当社は、その変動後の額について、接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにするものとします。

2 料金額

2－4 中継系交換機能

区分	単位	料金額	備考
(1)～(3) (略)			

料金表
第 1 表 接続料金
第 1 網使用料
1 適用

区分	内容
(1)～(31) (略)	(略)
(32) 関門系ルータ交換機能に係る料金の適用	関門系ルータ交換機能（ＩＰｏＥ方式で接続する場合に限りします。）イ欄に係る料金については、2（料金額）2－4第4欄に掲げる令和6年4月1日時点（ただし、同欄イ(7)②欄については当該ＩＰ通信網終端装置の利用が予定される月の月末時点とします。）のＩＰ通信網終端装置（ＩＰｏＥ方式で接続するものに限りします。以下この欄において同じとします。）の設置場所（以下料金表第1表（接続料金）第1（網使用料）において「設置場所」といいます。）の区分ごとに算定した料金額を、ＩＰｏＥ接続を利用する協定事業者に適用します。なお、令和6年4月1日（ただし、同欄イ(7)②欄については当該ＩＰ通信網終端装置の利用が予定される月の月末時点とします。）以降、その区分ごとのＩＰ通信網終端装置等の増設又は協定事業者の利用ポート数の増減等により、当社が算定した額が変動することがあります。この場合において、その変動後の額については、料金表第1表第2（網改造料）2－1に規定する網改造料の算出式を準用して算定するものとします。また、当社は、その変動後の額について、接続申込者が電気通信回線設備を通じて閲覧できるようにするものとします。

2 料金額

2－4 中継系交換機能

区分	単位	料金額	備考
(1)～(3) (略)			

(4) 関門系 ルータ交換 機能	関 門 系 ル ー タ で 接 続 す る 場 合 に お け る 当 該 関 門 系 ル タ に よ り 信 の 交 換 を 行 う 機能	ア (略)				
		イ 第5条(標 準的な接続 箇所)第1項 の表中第7 欄で接続す るもののう ちI P o E 方式で接続 する場合	(7)東京都内の設置場 所において接続する 場合	1ポートあ たり月額	143,982 円	I P o E 接続を利用 している協 定事業者 に適用し ます。

附 則（令和6年3月21日東相制第000200000224号）
（実施時期）

1 この改正規定は、令和6年3月21日から実施し、この改正規定のうち、第65条（定額制の網使用料の支払義務）第1項、第68条（手続費の支払義務）第1項第18号、第74条の2（網使用料の実績に基づく精算）、第75条（工事費及び手続費等の遡及適用）、第98条の2（工事費及び手続費等の遡及適用）、料金表に定める接続料、料金表第1表第1（網使用料）1（適用）(8)－3欄、2（料金額）2－2（端末系交換機能）第3欄、料金表第1表第2（手続費）1（適用）第4欄及び2（手続費の額）2－1（手続費）第14欄、別表4の違約金の額、別表5の精算額、附則（令和3年6月2日東相制第20-00078号）第3項並びに本附則第2項から第4項については、令和6年4月1日から実施します。また、料金表第2表（工事費及び手続費）第2（手続費）2（手続費の額）2－1（手続費）第2欄ア（7）欄のうち区分の規定に係る変更については、認可を受けた後、令和6年1月1日に遡って適用することとし、当該手続費に係る令和6年1月1日から令和6年3月31日までの期間における原価の実績値については、令和7年度に適用する当該手続費に係る調整額の算定に含めるものとします。

(4) 関門系 ルータ交換 機能	関 門 系 ル ー タ で 接 続 す る 場 合 に お け る 当 該 関 門 系 ル タ に よ り 信 の 交 換 を 行 う 機能	ア (略)	(7) 東 京 都 内 の 設 置 場 所 に お て 接 続 す る 場 合	① 接続対象 地域を東 日本全域 とするもの	1 ポート あたり月 額	<u>159,922 円</u>	I P o E 接続を利用 している協定事 業者に適 用しま す。
		イ 第 5 条 (標準的な 接続箇所) 第 1 項の表 中第 7 欄で 接続するもの のうち I P o E 方式 で接続する 場合		② 接続対象 地域を東 京都内と するもの	1 ポート あたり月 額	<u>273,495 円</u>	I P o E 接続を利用 している協定事 業者に適 用しま す。

附 則（令和6年3月21日東相制第000200000224号）
（実施時期）

1 この改正規定は、令和6年3月21日から実施し、この改正規定のうち、第65条（定額制の網使用料の支払義務）第1項、第68条（手続費の支払義務）第1項第18号、第74条の2（網使用料の実績に基づく精算）、第75条（工事費及び手続費等の遡及適用）、第98条の2（工事費及び手続費等の遡及適用）、料金表に定める接続料、料金表第1表第1（網使用料）1（適用）(8)－3欄、2（料金額）2－2（端末系交換機能）第3欄、料金表第1表第2（手続費）1（適用）第4欄及び2（手続費の額）2－1（手続費）第14欄、別表4の違約金の額、別表5の精算額、附則（令和3年6月2日東相制第20-00078号）第3項並びに本附則第2項から第4項については、令和6年4月1日から実施します。また、料金表第2表（工事費及び手続費）第2（手続費）2（手続費の額）2－1（手続費）第2欄ア（7）欄のうち区分の規定に係る変更については、認可を受けた後、令和6年1月1日に遡って適用することとし、当該手続費に係る令和6年1月1日から令和6年3月31日までの期間における原価の実績値については、令和7年度に適用する当該手続費に係る調整額の算定に含めるものとします。また、料金表第1表第1（網使用料）2（料金額）2－4第4欄イ（7）②欄にかかわる規定については、令和6年12月12日より実施します。